

尾張旭市都市計画マスタープラン策定支援業務公募型プロポーザル 質問回答書

令和5年7月25日

| 番号 | 質問項目 | 質問内容 | 回答 |
|----|------------------------------------|--|--|
| 1 | 実施要領 5 参加資格 | 本案件は、設計共同体で参加することは可能でしょうか？ 可能であれば5 参加資格 (8)の実績を全ての企業が保有する必要があるでしょうか？ | 本業務では、設計共同体での参加は想定しておりません。 |
| 2 | 実施要領 5 参加資格 | 5 参加資格 (8)の実績において、市と同等規模以上の地方公共団体が発注した実績となっております。 同等規模とは人口、面積、税収規模等、何を指していらっしゃいますか？ | 同等規模とは、人口規模を想定しており、具体的には、同等規模以上の地方公共団体として、人口5万人以上を有する地方公共団体を想定しております。 |
| 3 | 実施要領 10 企画提案 (2) ア 企画提案書 (イ) | 文字の大きさは、11ポイント以上と指定されているが、図中の大きさについては11ポイント未満でも良いという認識でよいか。 | 御認識のとおりです。 |
| 4 | 実施要領 10 企画提案 (2) イ 工程表 | ウ 参考見積書より、単年度契約となっているが、令和6年度及び令和7年度の契約は、4/1～3/31という認識でよいか。 | 本業務は、各年度替わりの時期にかかわらず、受託者からの支援を滞りなく受けられるよう複数年での契約を想定しております。従って、実施要領の10 (2) ウ 参考見積書中に「本事業は、単年度契約とするが、」とある記載を、「本業務は、複数年契約とし、」との記載に修正します。 なお、本業務の履行期間は、仕様書第14条に記載のとおり、契約締結日の翌日から令和8年3月20日までとしております。 |

| 番号 | 質問項目 | 質問内容 | 回答 |
|----|----------------------------|---|--|
| 5 | 仕様書 (秘密保持の義務) 第13条 2 | ISO27001 (ISMS) やPマーク等の個人情報 の保護に関する公的資格が必要とい う認識で良いか。 | 仕様書第13条第2項に規定する事項の遵守は必要となりま すが、公的資格を必要とはしておりません。 |
| 6 | 仕様書 (市民ニーズの把握) 第24条 | 作業着手にあたり既存のアンケート調 査結果の貸与は可能か。 | 御認識のとおりです。 ただし、貸与する資料の形式等については、受託者との協議の 上、決定します。 |
| 7 | 仕様書 (会議等の運営支援) 第33条 | 各会議の開催時期が既に決まっていま したら、ご教授ください。 | 策定検討会議は、学識経験者、各種団体代表者等で構成し、計 画素案作成に係る検討を目的として組織する予定です。本会 議では、令和6年度は全体構想及び地域別構想の検討、令和7 年度は計画素案の検討を行うことを想定しております。 庁内策定部会は、庁内関係部署職員で構成し、検討内容の部門 間の調整及び検討を目的として組織する予定です。本部会 での検討結果を、前述の策定検討会議の検討素案とすることを 想定しております。 都市計画審議会では、尾張旭市都市計画審議会条例に基づき、 計画案等に関する市からの諮問を受け、審議・答申を行いま す。令和5年度は都市計画マスタープラン策定に係る報告、令 和6年度は全体構想及び地域別構想の報告、令和7年度は計 画素案の報告及び計画案の審議について付議することを想定 しております。 上記各会議の目的を踏まえ、開催時期については提案をいた だきたいと考えております。なお、最終的な開催時期につい ては、受託者との協議の上、決定します。 |